

岩美町中古住宅等購入費助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岩美町中古住宅等購入費助成金の交付に関し、岩美町補助金等交付規則(平成11年岩美町規則第5号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(助成金の交付)

第2条 町は、自らが町内に定住する目的で中古住宅又は建売住宅を購入する者に対し、その費用の一部を助成することにより、町民が安心して快適に暮らすための住宅取得を奨励し、町の活性化を図ることを目的として、予算の範囲内において中古住宅等購入費助成金(以下「助成金」という。)を交付する。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 町民 現に町内に住所を有し、又は助成金請求時に町内に住所を有する者をいう。

(2) 中古住宅 岩美町内において専ら人の居住の用に供する家屋で過去に住居として使用されたもので、居住部分の延べ床面積が50㎡以上であること。なお、助成金の対象は、自己が居住する目的で購入する住宅であり、別荘等一時的に使用するもの、賃貸、販売等営利を目的とするもの及び倉庫等は除く。また、3親等以内の親族から購入した住宅も除く。

(3) 建売住宅 宅地建物取引免許業者が販売する住宅(建築完了の日から1年を経過したもので、人の居住の用に供したことがない住宅に限る。)をいう。

(4) 町外移住者 岩美町外から岩美町に転入し、3年を経過しない者(ただし転入する直前2年の間に岩美町の住民基本台帳に記録されたことのあるものを除く。)

(5) 空き家登録物件 岩美町空き家活用情報システムに登録された物件

(交付対象者)

第4条 助成金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 町民であること。
- (2) 中古住宅又は建売住宅を購入した日から起算して1年以内に当該住宅へ入居していること。
- (3) 過去にこの要綱による助成を受けたことがないこと。
- (4) 本人及び世帯員が、町税、税外収入金その他本町の歳入となるべきものを滞納していないこと。ただし、滞納がある場合で、分割納付を誓約どおり履行しているなど、誠実性が認められる場合は除く。(申請日の属する年の前年の1月1日に町外に住所がある場合は、本人及び世帯員が納税義務を負う前住所地である市区町村において税金の滞納がないこと。)
- (5) 本助成事業を受けた住宅に助成金交付後5年以上居住すること。

(交付対象経費及び交付額)

第5条 助成金の交付の対象となる経費は、中古住宅又は建売住宅の購入に係る経費(土地の購入等に要する経費は除く。)とし、交付額は次の表の左欄に掲げる交付対象区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。

交付対象区分	交付額
ア 世帯員のいずれかが40歳以下の夫婦のみの世帯 (若者世帯)	50万円
イ 18歳以下の子ども(18歳に達する日以降最初の3月31日までの間にある子ども。ただし、18歳を超えている場合においても高等学学校在学者は対象する。)を養育する世帯(子育て世帯)	50万円
ウ 同一世帯内に子夫婦とその親が居住している世帯 又は3世代以上の世帯員が居住する世帯 (多世代同居世帯)	50万円
エ 町外移住者で空き家登録物件を購入した世帯	50万円
オ 上記ア～エのいずれにも該当しない世帯	30万円

(交付申請)

第6条 助成金の交付を申請しようとする者は、当該住宅を購入した日から起算して1年以内に次の書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 助成金交付申請書 (様式第 1 号)
- (2) 売買契約書の写し
- (3) 建売住宅購入にあつては建築完了の日を確認できる書類
(建築確認が必要な建築行為の場合は検査済証の写し。建築確認が必要でない建築行為の場合は、販売業者が建築完了の日を証明する書類。)
- (4) 登記事項証明書
- (5) 申請者及び世帯員全員の住民票 (謄本)
- (6) 世帯員報告書 (様式第 1 - 2 号)
- (7) 町税、税外収入金その他本町の歳入となるべきものに滞納がないことの確認調査を行うことへの同意書 (様式第 2 号)
- (8) 申請日の属する年の前年の 1 月 1 日に町外に住所がある場合は、本人及び世帯員が納税義務を負う前住所地である市区町村において税金の滞納がないことを証明する書類
- (9) 購入住宅の写真
- (1 0) 物件売買の領収証の写し
- (1 1) その他町長が必要と認める書類
(交付決定)

第 7 条 町長は、前条の規定により申請を受けた場合において、当該申請が適当であると認めたときは、助成金交付決定通知書 (様式第 3 号) により、申請者 (以下「交付決定者」という。) に通知するものとする。

2 町長は前項の規定により通知するにあたり、必要事項を指示することがある。
(助成金の請求)

第 8 条 町長は交付決定者から提出される助成金請求書 (様式第 4 号) により助成金を交付する。

2 町長は、前項の請求を受けた日から 3 0 日以内に助成金を支払うものとする。
(助成金の返還)

第 9 条 町長は、助成金の交付を受けた者が各号のいずれかに該当すると認めるときは、返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき
- (2) 本助成事業を受けた住宅を助成金の交付を受けた日から

5年未満で取壊し、貸与又は売却したとき

(3) 本助成事業を受けた住宅から、助成金の交付を受けた日から5年未満で転居又は転出したとき

(4) その他町長が相当と認める事由があるとき

2 町長は前項の規定により助成金を返還させようとするときは、その旨を助成金返還命令通知書(様式第5号)により、助成金を返還するべきものに対し通知するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行し、平成32年3月31日限りでその効力を失う。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行し、令和12年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。